

別符氏と成田氏を譲状から考えて

盧雪本御成敗式目抄(一色直朝が御成敗式目を注釈した本)で、「赤井氏(重秀か)、高見原合戦(1488年)の戦功により、足利將軍家より武蔵中条を与えるという下文を取得したが、成田氏が拒否して下地を渡されなかった」があり、下地(沙弥道久(別符幸忠)譲状で別符氏の領知であったと思われたものがいつの間にか成田氏のものになっていることに疑問を持っていました。

もう一つは別符兄弟の相論の「関東下知状」で、明治29~大正3年(1896~1914)に刊行された古事類苑では「集古文書」とあり「家臣成田行明蔵」とあることです。これは東別符氏にとっては大切な書状だったと思われませんが、成田氏が所蔵していたことです。

この頃の親から子息などへの所領の相続は、鎌倉府(関東管領:足利持氏)へ譲状を提出して安堵状を発給してもらい領地の領有を認めてもらったようですが、悔返(くいかえし)という制度もあって、いったん譲与した財産・所領を、その譲り主が改めて取り戻すことができ、それ以前の貞永元年(1232)に編纂された「貞永式目」でも親の子息に対する悔い返しが規定されており、それがたとえ一度安堵(あんど)された所領であっても行使できる強力な権利として認められていたようです。

御成敗式目によると、親が子息に譲渡した所領の悔返には何ら妨げは無く、鎌倉幕府からの安堵下文があって子息の所領が認められていても、悔返ができたようです。

コトバンク> デジタル版 日本人名大辞典+Plus

小早川則平 生年:応安6/文中2年(1373)~没年:永享5年(1433)

室町時代前期の武将。安芸国(広島県)の沼田小早川家の当主春平の嫡子。沼田荘その他の所領を相続する。幕府の命により、政情の不安定な北部九州にたびたび遠征する一方、永享4(1432)年5月には九州探題の交代を幕府に提案した。同5年死去した。所領は当初は嫡子持平に譲られたが、不孝による「悔返」によって弟の熙平に与えられたため、則平の死後、兄弟の間に争いが生じた。

<参考文献>『小早川家文書』満濟准后日記』

このため、一度譲状を提出して安堵状が発給された場合でも、その後に「悔返」の譲状を提出して、所領の相論などが起こった場合には安堵下文よりも、譲状の方が優先されたようです。

最初にこの別符幸忠譲状を見た時には、身内内の書状として中には嘘が書かれているかもしれないと思っていましたが、相論などの裁決の時には非常に大切な証拠となりますので、偽りの記載はなかったように考えます。

1. 別符幸忠譲状写から)

(1) 譲状と安堵状

<永享2年(1430):田村五郎氏の別府文書>

文書三十六号
別符幸忠譲状寫(「集古文書」土所收)

ゆつりわたすむさしの國ちうてうのほう・かみあふくろ
の郷の事、いまわふ知行の地□りといへとも、ちうたい
のほんりやうたるあいた、實子ありといへとも、さら
きようなき物にて候ほとに、道久おいに候きくわう丸
をゆうしとして、御くたしふみ、そのほか代このてつき
をあいそへて、ゆつりわたす也、若きようもあらハ、ち
うせつともいたし申、せせうを申へ候、もしあんと候て
女子つる御せんに田登丁とらすへ候、そのほかをハ、
のこさすちきやうあるへ候、仍ゆつり狀如件、

永享二年六月十一日

沙彌道久(花押影)

この頃の親から子息などへの所領の相続は、鎌倉府(関東管領:足利持氏)へ譲状を提出して安堵状を発給してもらい領地の所有を認めてもらったようです。

この譲状は、武蔵国の中條保と上江袋郷を道久(幸忠)が、甥のきくおう丸を猶子として譲ることを示した書状です。また、「女子つる御せんに田登丁」とありますが、「御せん」は「御前」で敬称を使っていますので、きくおう丸の母で、道久の兄妹で、どちらかといえば妹でなく、姉のように思われます。

(2).猶子(ゆうし)きくおう丸の事

この書状を良く読んでみると、きくわう丸は「猶子」であったようですが、熊谷市史などでは今の「養子」と同じ意味で扱っています。この猶子や養子のことなどについて、大宅壮一氏著の「実録・天皇記」には次の内容が書かれていました。大宅壮一氏は歴史や法令の専門家ではないようですが、内容的には納得できるように思います。()内は注記で、最終頁に一部抜粋をのせてあります。

◎**猶子**: “なお子の如し” という意味で親戚などの子供に対し自分の子供に準ずる形式上の待遇を与えるだけで、これに家督を譲るといことはほとんどない。(譲ったことも少しはあったようです)
◎**実子**: 養子ではあるが、生家とすっかり縁を切り、生家の系図から全然抹殺して純然たる養子先の子供のようになること。
◎**養子**: 実子に反して生家と縁を切らないで、実父母と養父母の両方に親子関係を持っていること。では、本当の実子は何というかは言えば、それはただ単に子というのである。

としていますが、この「実子」の表現については、皇族や公卿などの系図などに書かれていたならのようで、武将クラスになると書状の中では自分の子を“実子”と書いたりしているようです。

弘安10年(1287)の沙弥宋智(別符行宗)の譲状は、「ちやくしせんすそう(幸時)」に「むさしのくにはらのこほり古別符かうのうち、やすゑたの本名ならひになかさとのむらのたいたい(代々)の御くたしふミ(御下文)ほんもんそ(本文書) てつきそうもん(手継證文)をあいそゑて」とあり、譲状の最初にその譲る領地を明記して、後半の方で代々の手継證文なども添えて、と書いていることが分ります。

これまで道久譲状のきくおう丸を別符氏の養子と考えていましたが、書かれた内容から「今は不知行の地」といっている別府郷からある程度離れた中條保と上江袋郷を猶子の成田氏へ譲渡したように考えます。別府郷と家督のことについては記載されておらず、これは甥の成田氏を支援する行為と思われるので、この頃は、別符氏の方が上位にいたのかもしれませんが。

現在、上中条と上江袋は熊谷市にあります。新編武蔵風土記稿が書かれた頃(1829)は埼玉郡に下中條村と上中條村があり、上中條村の項に「今郡中に下中條あれど、其間数村を隔ち元一村の地とも見えざれば」とあって、それより昔のころは中條保は二つの中條村を含めた範囲でなく、飛び地のように離れてあったように思われます。また江袋村は埼玉郡に中江袋村があり、幡羅郡にも江袋村がありますが、「上江袋村」ではなく「江袋村」で、上江袋村になったのは風土記稿が書かれた後のようです。

これらから考えると、道久の譲状は風土記稿の下中条村と中江袋村を指すように考えます。

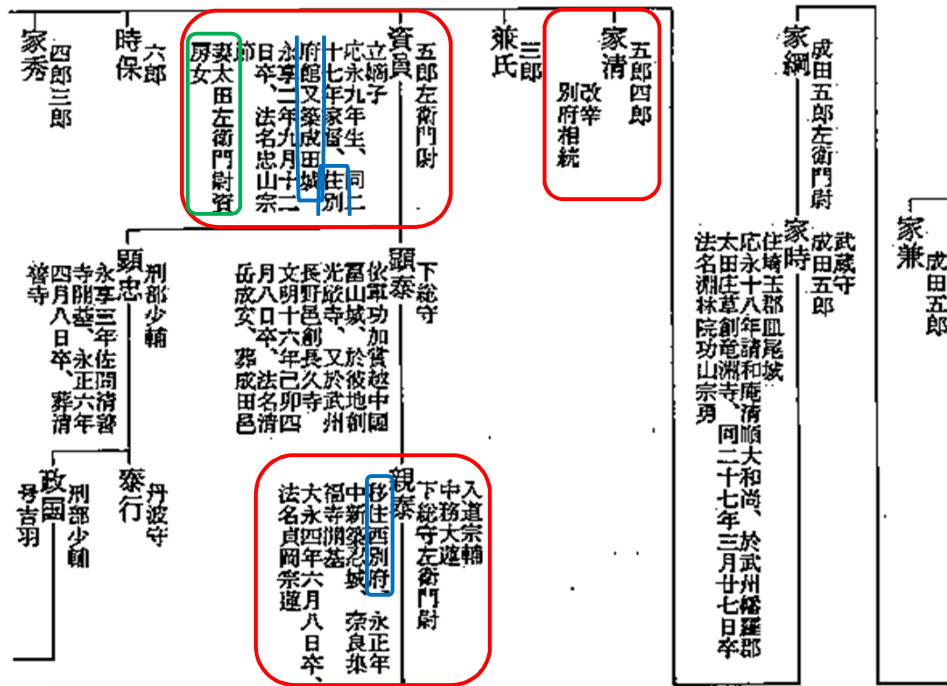
そして「実子ありといへともさらなきよう(器用)なき物(者)にて」といっており、この実子は大宅氏の書かれている「実子」とは違って本当の沙弥宋智の子であると思いますが、猶子のきくおう丸に中条保と江袋を譲ったように、別符郷の領知と家督は本当の自分の息子でない、成田氏から別符氏の養子となったきくおう丸の兄弟に譲ったように考えます。

きくおう丸は「大私部直姓成田家系図(おおきさいべのあたひ)」から見れば、合っているのは「資員」です。そして資員の兄弟の「家清(家幸)」が別符氏の所に養子に来て、その家幸に別府の地を継がせたと考えます。

「大私部直姓成田家系図」を見ると、家時と顕泰が見えますが「成田家時」も「成田顕泰」も龍淵寺に関係した記録や成田記以外の書状などでは見えない名前で、資員の子の顕泰は光厳東海和尚雑録(富山県史)にも見える名前ですので実在したとは思いますが、資員と親奏のように別府に住んだような記述が見られず、同じ系譜でないような感じがします。

龍淵寺は、家時でなく顕泰でもなく、もしかしたら資員が開基したかとも考えますが、曹洞宗に一番こだわったのは奈良の集福寺も曹洞宗に変えた親奏だったように思われます。その後東別府の香林寺が開山されたのも、親奏の影響があつて、東別符氏の血を引く誰かが開基したのかもしれませんが。

また、太田道灌は成田記に書いてあるように、忍氏と姻戚関係があつたのではなく「大私部直姓成田家系図」に見えるように、道灌の伯母が資員の妻となっており、別符氏と姻戚関係にあつたように思います。それは松陰私語の目録にも別府に陣を張ったことが書かれており納得ができます。



暦応2年(1339)に成田基員(安保氏)が成田郷や箱田平戸村などの郡司職と家綱などの跡などを「くす王(泰員か)」に譲与しており、家時は実際に成田家を継いだ人ではなかったようです。沙弥道久の「別符幸忠讓状写」と「大私部直姓成田家系図」から見ると、家綱の跡は成田泰員が継いだようで、家清(改幸、別府相統)と資員から安保氏と別符氏の血を引く成田氏の系譜となったように考えます。

この系図には見えませんが、「別符幸忠讓状写」からすると、家清も資員も沙弥道久(行忠)の姉か妹の子の「甥」であった可能性が高いように考えます。

松陰私語に見える、別府に陣を張った道灌を金山城に招いたこと、資員は別府館(東別府の城か)に住んで、親奏も西別府(西別府館か)に住んだことが見えること、成田家資(家助)の女子(安保信員妻)が家資の跡を継いだのと同じように、別符幸直の女子(行忠の兄妹)が成田氏の系譜を引き継いだようにも考えられそうです。

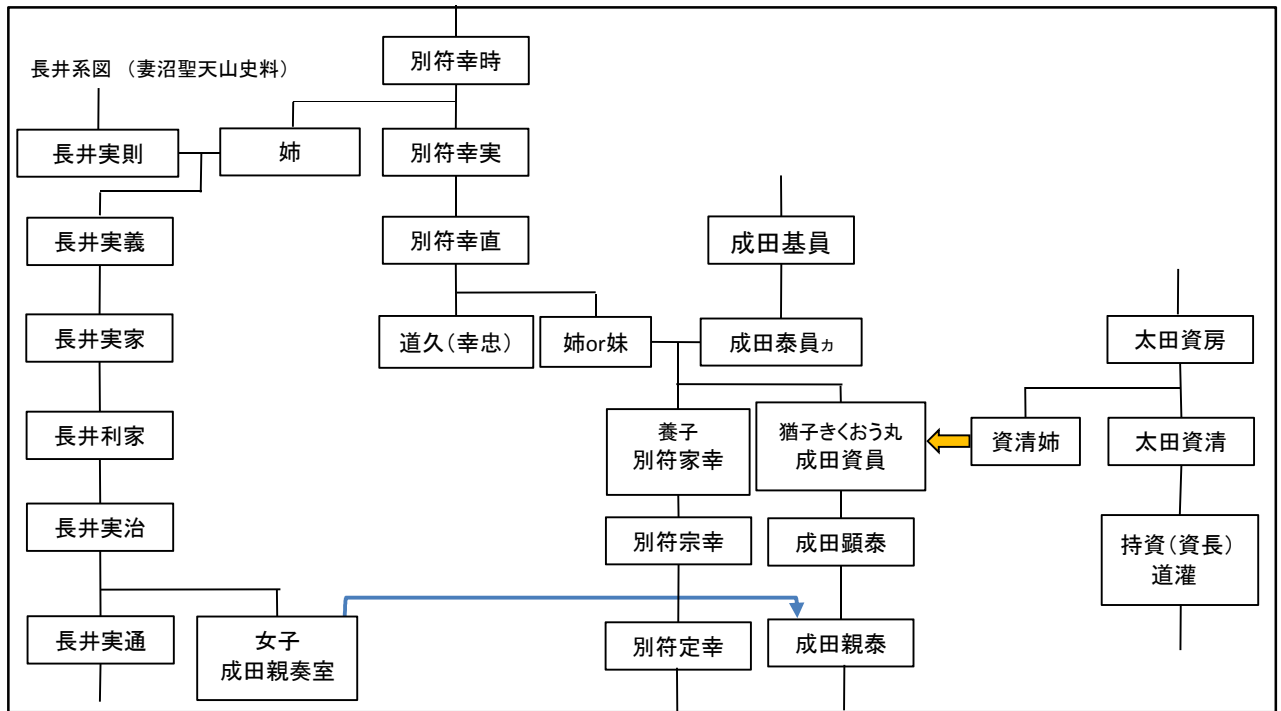
長林寺長尾系図(足利市史)に、長尾皎忠(忠影)の三男に「成田下総守(名前は書かれていません)」と記載されていますが、成田系図には養子の記載はなく、もし成田氏の養子になったと考えれば成田顕泰に比定できると考えられますが、別符氏との関係は見られず、それほど親密な関係ではなかったように思われます。

下図は大私部直姓成田家系図と別符幸忠讓状などから作って見た系図ですが、別符幸直が娘の養子に成田氏をもらったようにも見え、その息子の幸忠も別符氏と成田氏の両氏の繁栄を考えたのかもしれませんが、顕泰は実際には富山の光厳寺を開基していないと思われるので、大私部直姓成田家系図も間違っているところはあると思いますが、「山吹日記」や「関八州古戦録」などに見える別府から出た親奏が忍城を築城したとの記載などは、事実であったように考えられます。

成田記では活躍している家時や顕泰ですが、残っている書状などでは活躍が見えません。また大私部直姓成田家系図では長男かと思える家清(家幸)を、成田記では「長男某は早世し」とあり、「二男五郎左衛門尉資員をたてたが武人としては全く駄目で、成田家存亡をあやむ家臣もいたが、酒におぼれ病となり三十歳で永享二年九月十一日死んだ」との記述があります。なんとなく、別符氏と関係のある人物を外して、成田氏を引き立てるような書き方のようにも感じます。

娘に婿をとって、あるいは嫁にやって、自家も繁栄させる手法を別符氏もとっていたのかもしれませんが、成田氏が別符氏よりも勢力を盛り返してきたのは、きくおう丸を猶子とした以降からのように考えます。

杉本伊豆守の名は、ところどころに見え、別符氏と成田氏とは関係があったようですが、はっきりとしたことは分っていません。

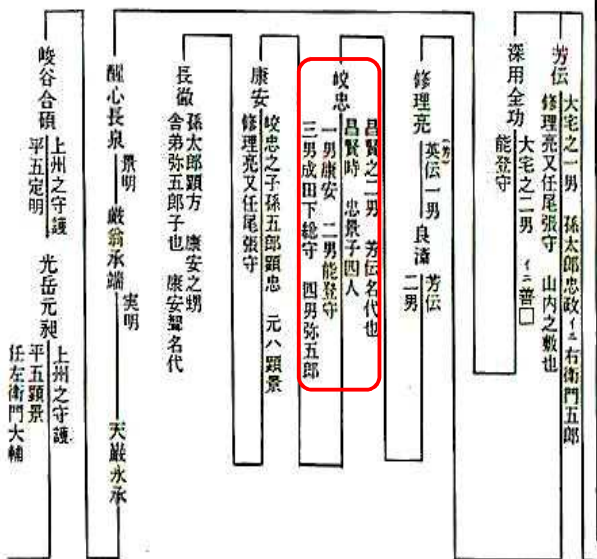


* 成田系図の資員の付記に「二男立嫡子」とあり、家清に「嫡子成二男」と意味不明な書き込みがあります。両名は別符氏の猶子と養子になっているようで、成田家は一度没落して、その後別符氏の猶子の親奏が戻り忍城を奪い取ったのかもしれませんが。

<参考資料>

長林寺長尾系図「足利市史」

群書類従 快元僧都記(杉本伊豆守)



平山、大石、不可有相違一人數也。内藤又御家風ニ參上云、不及申、惣人數事、以註文ニ屋形様被仰付、以清齋平山伊賀、内藤左近將監、以月齋、大石、少督宗右衛門、三田彈正、此等者額、秩父孫次郎、(鉢形)藤田小三郎、久下左近將監、(忍)杉本伊豆守、(前)成田、高山、木部因幡守、岩下、小幡播磨守、同國音助、長野宮内太輔、長尾平五、高田伊豆守、羽子尾、沼田中務少輔、吉野對馬守、諏方左馬助、安中宮内少輔、多比良、齋藤越前守、倉賀野左衛門尉、龜間右衛門大夫、依田右衛門大夫、小菅加賀守、令額狀馬太力等奉加也。於于茲、可罷透、支度共、山城方被申間、當管領事ハ、河越爲、扶佐、間、惜不可叶、其者自ハ八幡宮之院家、神主、自分ニ被參可然、然賦之由申所、其迄モ无之歟。

千葉介(輔胤)方に就く、長尾右衛門(景春)のこと、何もかも打ち捨てて急ぎご報告、即ち披露いたし候のところ、なさられた御書(成氏の)候、兼ねての日首尾の働きの如く、誠に御悦喜の由、仰せ出だされ候、ことさら昨日、長尾の行く子細、其方より御申し候間、なさられた御用心、其の故相違無し、ご帰座しますので、ひとえに其の方御忠心故候、此れ等之趣(言おうとしていること)、よくよく拙者申し越すべし由、仰せ出だされ候、仍って此の間無等閑(なおざりなく)承り候事、真実に候、忝存(かたじけなくぞんじ)候、特に昨日の子細告げ承り候故、公私の御本意、目出満足此の事候、次に**杉本**御致供し、此の方まで参じられ候、是非無く次第候、**伊豆守**方帰宅の時分、巨細(こさい:細かく詳しいこと)申すべし候、其の方時宜、御注重く簡要候、恐々謹言中務大輔成助(花押)謹上 別符三河守殿(宗幸)

雪本御成敗式目抄

一三九

一雖帶御下文、不令知行經年序、所領事御下文、所帶被下之狀也、經年序、所領云、我本領有、或人知行故、御下文給也、然當知行人高位高官、胸強故、雖經年月、不令得取、右當知行之後、無其沙汰、過廿ヶ年者、當知行后、今知行居人也、言當知行人子孫、又他人、彼所帶請取時、不裁其義、空經廿ヶ年、不令訴人叶也、任、右大將家例、頼朝之定、縱雖御下文給、廿ヶ年内不致知行、過廿ヶ年如何帶下文、當知行人下文本、其文書所帶、不令改易云、法度如此也、不令論理非、不能改替、而申知行之由、掠給御下文之輩、雖帶彼狀、不及殺用、掠給彼輩、彼地、此間三ヶ年知行、由申、又御下文給者、掠將軍取云也、彼狀、掠給處御下文也、(標註) (一) 御下文ハ、將軍ヨリ所帶給時、先下云字、一字書テ、其次如何様ナル依忠節一而、何處如何程出ト云分限書、判、袖、陶、給也、袖トハ下云字、前判、陶、給也、又曰將軍一代ヲハレハ、當將軍、次目判、取也、若不取以前、將軍判用、不立也、又是地、前我所帶、有罪故、取上ラレハ、也、然、今又彼者致忠節、又判ヲ出事定レリ、賢、赤井殿高見原軍、能動故、武州之中條ヲ給ト云御下文帶云、成田殿知行、不渡也、同前知此也、

「実録・天皇記(大宅壮一氏著)」一部抜粋

天皇家、宮家、將軍家などの古い系図を見ると、“猶子”とか“養子”とかいう言葉が盛んに出ているが、これらは特殊な意味と役割をもっていたのである。“猶子”というのは“なお子の如し”という意味で、親戚の子供に準ずる形式上の待遇を与えるだけで、これに家督を譲るといことはほとんどない。

“親王”は天皇の直宮でなければならぬという古い制度の残骸が、こういう形で保存されているものと解すべきであろう。

また宮家の子供が門跡寺院に入るときも、必ず時の天皇の猶子とか養子とかになって親王宣下が行われるのである。では猶子と養子とどこがちがうのかというと、例えば天皇の養子になった場合には、典侍や掌侍の中で、“御母儀”すなわち形式上の母親も設定されるのであるが、猶子にはそれが無い。桂宮の創始者である八丈宮智仁親王は、後陽成天皇の弟で豊臣秀吉の猶子となっていたことは前にのべた。同宮が三千石という宮家第一の高禄をもっていたのは、秀吉の寄進したものである。

猶子、養子のほかに、もう一つ実子というのがある。皇族や公卿の系図を見ると“実子某”というのがよく出てくるけれども、これは実の子供のことではない。これまた養子の一種なのである。養子であるが生家とはすっかり縁をきり、清家の系図から全然抹殺して純然たる養家先の子供のようにになっているのが“実子”である。これに反して生家と縁を切らないで、実父母と養父母の両方に親子関係を持っているのが“養子”である。したがって、“実子”になってしまえば、生家の両親に不幸があっても忌引をしないで、“仔細の所勞”あり、とか何かとって引き籠もるだけである。

このことは女親の場合にもあてはまる。例えば光明天皇は仁孝天皇の一女御鷹司祺子(やすこ)の“養子”であったから、生母の権典侍正親町雅子(おおぎまちなおこ)は、孝明天皇の即位後には女院の取りあつかいをうけて新待賢門院と呼ばれ、雅子の父の正親町実光までが左大臣を贈られて“実光公”と呼ばれる身分になったのである。これに反して同じように天皇を生んでも、明治天皇の生母中山慶子(よしこ)の場合は、明治天皇が英照皇太后の“実子”ということになっているので、格もグッと下がり、どこまでも“一位局”としてしか待遇されなかった。

かように、今の言葉でいう養子には、“実子”“養子”“猶子”の三種類があったのである。では、本当の実子は何というかといえば、それはただ単に“子”というのである。これを加えると、親子関係にも四通りあるわけだ。